

市長定例記者会見 概要

■日時：令和7年5月30日（金）午前11時から12時10分まで

■場所：市庁舎3階 庁議室

■相手方出席者：朝日新聞社、読売新聞社、神奈川新聞社、NHK
ジェイコム湘南・神奈川、タウンニュース社、共同通信社

■市側出席者：市長桐ヶ谷覚、副市長柏村淳、経営企画部長仁科英子
経営企画部担当部長山田悟史、総務部長三ッ森篤史、市民協働部長岩佐正朗
福祉部長石井聡、環境都市部長石井義久、環境都市部担当部長須田透
教育部長佐藤多佳子、教育部担当部長廣末治、消防長熊坂篤範

■陪席者：経営企画部次長米山裕昭、経営企画部次長伊達慎一郎
企画課担当課長（広聴広報担当）須田純子、広聴広報係花光美保

■配付資料

プレスリリース資料

- ・令和7年逗子市議会第2回定例会の招集について
参考資料 道路改良事業市道久木20号耐荷力照査業務委託について
- ・逗子市の不登校対策・こどもの居場所づくり
- ・令和7年度逗子海水浴場を開設します
- ・逗子の地域医療の方針（案）について市民説明会を開催します
（5月26日プレスリリース）
- ・三浦半島4市1町とNTT東日本が災害に強い地域づくりに関する協定を締結
（5月22日プレスリリース）

■内容：下記のとおり

1. 開会

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

定刻になりましたので、定例の逗子市長記者会見を始めます。はじめに、市長から発言させていただきます。

2. 市長からの報告

(1) 令和7年逗子市議会第2回定例会の招集について

それでは、よろしくお願いいたします。

本日、令和7年第2回市議会定例会の招集告示をいたしました。案件は、お手元のプレスリリースにあるとおり、4件の報告、5件の議案を予定しております。議案の中から、補正予算を1件ご説明します。

(2) 一般会計補正予算(第2号)道路改良事業市道久木20号耐荷力照査業務委託について

今回、第2回定例会補正予算において、道路改良事業市道久木20号耐荷力照査業務委託のための経費を計上しました。

この照査とは、比較照合し確認することで、様々な観点から判断するものであります。

これは、教育部が計画している久木小学校改修工事に使用する大型車両が、市道久木20号の一部、久木川暗渠部の通行時の安全性を確保するため、道路の耐荷力の調査を行い、改修工事の効率的・効果的な実施に向けた検討を行うものです。

小学校の改修工事の計画が発端ではありますが、道路管理者として暗渠部分の道路が現在どのような状態になっているのかを把握し、そして、どのくらいの車両が通行できるかを把握する必要があることから実施するものです。

この道路は現在20トンの規制ですが、改修工事に際し60トンの車両が通行することから調査をいたします。調査の結果、耐荷力が不足し対策が必要な場合には、現地に最適な工法を選定します。また、大型重機の運搬に先立ち、通行可能な荷重や車両を検討します。

業務の完了は、令和8年3月末を予定しておりますが、来年度の予算要求時、今年の10月頃までには、久木小学校改修工事に使用する予定の大型車両が通行できるか判断を出したいと考えております。

まずは調査を行い、その結果をもって、今後の事業展開が決まっていくものと考えています。

(3) 逗子市の不登校対策・こどもの居場所づくりについて

プレスリリースの資料をお配りしましたが、不登校の対策につきましては、たいへん重大な課題と考えているところであります。資料のとおり、不登校対策及びこどもの居場所づくりの充実のため、今年度から記載している事業を実施しております。

1つ目は、校内支援教室の充実についてです。校内支援教室の運営強化を目的とした指導員の配置について、今までもお伝えしているところでありますが、5年度は1校、昨年度は4校、今年度から全校にて運営を開始しています。

これについては、教室にいけない子どもや保護者、教員から「学校に行きやすくなった」「指導員がいることで登校するようになった」「教員が授業で対応できない時間にも子どものタイミングで対応できるようになった」など、肯定的な言葉が聞かれています。学校には行けるけど教室には入りづらい子の対策として一定の効果があるものと考えています。

2つ目は、こどもの居場所づくりの充実です。逗子市ではフリースクールに対する補助は行っていないのですが、フリースクールとは連携して不登校の対策は進めていきたいと考えています。

その一環として、体験学習施設スマイルの施設を活用していただくため、平日の午前9時から午後1時まで登録したフリースクール等に対し、各部屋を貸し出す制度を創設しました。

また、平日の午前又は午後に、市内在住の中学生までを対象として、工作などを行うワークショップを開始しました。特に午前中の開催につきましては、不登校のお子さんとその保護者にご利用いただければと考えております。

スマイルを中心として不登校の子の保護者への対応についても取り組みます。保護者への情報提供や、また、今後の予定として、講演会を開催し、それを通じて保護者同士の横のつながりを構築する、などの企画を検討しております。

保護者に対し、どのような対策対応が一番適切か、手探りで探し当てていくしかないと考えているところです。今後も、不登校対策及びこどもの居場所づくりの充実に向けての取り組みを進めていきたいと考えています。

(4) 令和7年度逗子海水浴場を開設について

海水浴場の話の前に、先週行われました逗子海岸花火大会の報告をいたします。来ていただいた報道の方もいるかと思いますが、直前まで天気が心配されました。昨年の花火大会は5月30日、本日の日付でした。昨年が今日のような荒天でしたら中止だったと思います。今年は本当に幸い、無事に開催することができました。

警察との連携がよく、JR逗子駅前にはDJポリスを配置していただきスムーズに誘導ができ、JR側からも感謝されたところであります。

今年の逗子海水浴場ですが、6月27日(金)から8月31日(日)までの66日間、開設いたします。6月27日9時から海開き式を行います。こちらには、市内小学生が参加する予定となっています。近くになりましたらご案内させていただきます。

また、海水浴場の運営にあたっては、2024年度中の課題等について「逗子海水浴場の運営に関する検討会」より報告を受けています。それを踏まえ、今年度のルールについて、検討をしました。具体的には、昨年に引き続き、夕涼みのニーズを踏まえ、試行的に営業時間変更や条件付きイベント実施していきますが、海の家を試行的イベントについては、昨年はジャンルが音楽イベントに偏ってしまったため、音楽イベント以外のさまざまなイベントの試行を逗子海岸営業協同組合と検討しています。

営業時間については、期間は8月1日から17日までの間、試行的に20時終了を21時終了に延長するというものです。

また、7月1日に津波避難訓練を実施します。昨年、初めて、海を家の従業員にも参加をいただいて、海岸から避難所となる高台まで、西側は披露山の入口、東側は蘆花記念公園まで避難する訓練を行いました。今年度は、昨年の課題を踏まえ、臨場感がある、より現実に近い内容になるよう準備を進めていきたいと思ひます。海を家の関係者、地元住民及び近隣の学校にも協力いただきながら進めていきます。詳細が決まりましたら、改めてご案内させていただきます。

その他、毎年取得している国際認証のブルーフラッグですが、今年度はブルーフラッグをより多くの人へ伝えるため、「ブルーフラッグリーダー養成講座」を開催し、ブルーフラッグ

を説明して広めていきたいと考えています。

(5) 逗子の地域医療の方針(案)の説明会の開催について

すでにプレスリリースをしておりますが、逗子の地域医療の方針案の説明会を開催いたします。6月13日金曜日午後6時から、6月14日土曜日午前10時から、場所は逗子市役所会議室で行います。

逗子は長い間、病院誘致が望まれておりまして、総合的病院の誘致は、池子の米軍家族住宅を受け入れる条件の1つとして33項目要望した中に含まれていました。誘致について1984年から4回が計画俎上に上りましたが、全て断念せざるを得なかった状況です。

この40年間の間に社会環境、病院の役割分担などが大きく変化してきています。病院の誘致の実現は大変難しい状況となっていると判断しました。そして、今ある地域の医療に加え、新たな地域医療のあり方を模索する方向に舵を切りたいと考えています。

なお、医療機関数を人口比で捉えていきますと、人口1万人当たりの医療機関数が、県内33市町村ありますが、逗子は1万人当たり12.6の診療所医療機関があります。10施設を超えているのは、隣の鎌倉市がちょうど10であり、藤沢市が9で、後の市町村は5から6、中には3というところもありますので、いかに逗子に診療所が多いのか、逆に言えば、ここあたりを安心して暮らせるための医療機関としてどう活用できるのかというのが逗子の課題ではないか考えているところです。

こうした点を市民の皆様にもご理解いただきながら、安心して暮らせるまちをどう目指していくのか、総合的病院があれば安心なのか、なくても安心が確保できるのか、逗子としてはそこをしっかりと捉えていきたいと考えています。

(6) 三浦半島4市1町とNTT東日本が災害に強い地域づくりに関する協定を締結

先日、5月21日に、三浦半島4市1町とNTT東日本において「災害に強い地域づくりに関する協定」を締結したことについて報告いたします。

三浦半島4市1町は、4月28日に「三浦半島首長連合会議、略称MUと呼んでいます、を設置し、災害対策のほか共通の課題について、連携して取り組んでいくことを合意しました。

その始めとなった今回の協定は、通信網の応急対策強化だけでなく、各市町の防災力を分析・可視化し、半島、広域での防災力を強化するという目的であります。さらには、次世代の防災DXを共同研究し、災害対応の効率化、高度化を図っていくなど、NTT東日本の豊富な知見や経験を活用した防災広域連携協定であります。それぞれの行政が縦割りで動いていますので、そこをどう横の連携をするのが課題だろうと思います。行政だけで取り組むのは難しい、そこをNTTがうまく機能してくれるのではないかと思います。

逗子市として、災害対策を始めとした三浦半島の諸問題に対し、今後も連携して取り組んでいきます。

以上になります。

3. 質疑応答

【企画課担当課長（広聴広報担当）】

それでは、質疑をいただきたいと思います。まずは幹事社の方から質疑をお願いします。

記者）総合的病院の誘致断念に至る経緯、理由をもう少し説明していただけますか。また、方針転換に対する市長の思いをお聞かせください。

市長）これは逗子市の長年の課題でありまして、条例を制定するほどの市民の強い意志を感じております。しかし、病床数の割り当ては、4回目誘致の葵会で109床であり、それ以上は伸びない状況であります。病床数そのものは三浦半島としては余剰ということも聞いており、葵会の時でも200床、できれば300床という目標でありましたが、109床でして、結果的に葵会との協定の破棄の話は、私が市長就任2年目の話ですが、葵会に申し入れ、双方合意の上、協定締結の破棄をした経緯があります。

病床数がない中、2024年の働き方改革により医師の確保が大変厳しいと聞いています。看護師の確保も厳しい状況で、少子化で出生数が70万人ぐらいたとすれば、18年後の看護師学校に入学する生徒も減少してくると思われ、将来的にも医師不足、看護師不足を抱えている中、はたして、このまま突き進んでいいのかという考えから、私はあえて別の方法で市民の安心安全を守るべきだと考えました。

人口1万人当たり12.6施設と突出した医療機関があるので、かかりつけ医のようなお医者さんを作ることで、そこから総合病院への連携を図ることが安心につながるのではないかと考えています。

これらを、検討会を設置し2年間で検討いただき、その中で概ね合意をいただけた。市民の皆さんも参加しており、そうした中での合意を得て結論に至ったところです。

記者）この断念に対する市長の思いをもう少しお聞かせください。

市長）医療は市民が安心して暮らせる上で大きな分野だと思います。どういう方法なら安心な暮らしができるのか、総合的病院があることだけでなく、安心して暮らせる行政をどう構築し、市民の皆様にご理解いただけるのか、これはしっかりと対話を重ねながら説明していきたいと思っています。何よりも無理なものを、いつまでも病院誘致だといって掲げていることが、まちのこれから先の進歩につながるかというと、私はそうではないと判断しましたので、そうでないなら、その中でどう安心な暮らしができるか、これに挑戦したいと考えているところです。

記者) かかりつけ医を作って、そこから総合病院への連携を図ることが、これが新たな方針でしょうか。

市長) それも1つであり、全てではありませんし、小児医療に対して確かに不足しています。小児科が現在2箇所ありますが、「子育てするなら逗子」という標語の割には脆弱だと考えますが、そこらも含めて広域の中でどう連携を組めるのか、それも模索していきたいと考えています。

記者) 海水浴場の関係ですが、海の家を試行イベントと営業時間の延長の試行が行われていたと思いますが、地元の自治会からは反対の声も強く、住民からの要望などが市長に届いていると思うのですが、今年も続けていく考えの理由についてお聞かせください。

市長) 昨年も大変暑い夏で、日中は砂浜を歩けないぐらいの暑さになり、昼の海水浴客はどうしても減ります。逆に夕方になると、夕涼みで海にいたいという要望があることも事実です。なので、気象状況等もみながら、地域の皆さんの不安もよく分かりますが、どうあることが安全なのか、これに関しましては、検討会で、海の事業者、地域住民、様々な団体と話し合う場を設けています。逗子において検討会は素晴らしい機能と思っております。そうした中から、課題はあるけども合意ができたと考えており、100%全てに賛成というわけではないことは承知をしておりますが、もう一度、今年も実施してみたいと考えています。

記者) 検討会の結論は、合意したという内容とは捉えていませんが、両論併記の形で検討会としての結論は出されていなかったという認識でいますが、どうでしょうか。

市民協働部長) 検討会では両論併記で報告書として出し、そこで決をとるところまでは至りません。利害関係者、ステークホルダーが多い中で、近隣自治会からも意見があり、近隣自治会の代表者からは、条例改正で時間を掛けて9時にするのではなく、試行的取り組みをしたい、昨年は南海トラフの関係もありましたので、今年も試行的取り組みを進めたいという事で、ある一定の合意は得たとその検討会の結論を聞いています。

記者) ある一定の合意は、検討会の報告書に合意事項が含まれていたのでしょうか。どの場でどのような合意を得たのでしょうか。

市民協働部長) 一定の合意というのは、そこで決をとってどちらにするかを決めているわけではないということです。検討会はあくまでも公聴会なので、様々な人の意見を聞きます。最終的には市で条例改正するのか、ルールを決めるのか、どうしていくのかを決めていくということになります。

記者) 先ほど市長がおっしゃっていた合意とは、誰がどこでどのような合意をしたのかを教えてくださいませんか。

市民協働部長) 合意といいますか、皆さんが全て同じ方向ではないということをお話しており、反対する方もいれば賛成する方もいる中で、どうすべきかを判断したという認識です。

記者) つまり地元住民全員が納得しているわけではないということですね。

市民協働部長) 全ての人が納得しているとは認識していません。アンケートの結果を見ると、そういう結果になっておりますので、いくらかの人は結果的にはそこまでは合意しているとは思いません。

記者) アンケートの結果、半数以上が反対しているにも関わらず、「いくらかの人」としていますが、合意とは何を指しているのでしょうか。ずっと取材をしている中では、誰も来年もやりましょうという合意をしているように見えなかったのです。

市民協働部長) 合意という話ではなく、ある一定の人は賛同をして、ルールを決めてきているわけで、基本的には、決定は懇話会の中で色々な意見が出てきた中で報告書が上がり、市が決定するという考え方です。

記者) 合意がどうこうではなく、市がやりたいという思いがあるということでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

市長) たしかに 100%の賛成、多数決で決定でないのは事実であります。反対意見があることを承知の上で試行的に今年もやってみる。一年で判断せずに2年にわたって試行的に取り組みをするという判断をしたというところであります。

記者) 過去の殺人事件も起きた経緯を踏まえ、近隣住民はまた時代が戻ってしまうのではないかと不安を感じており、やめてほしいと思っていると思います。それに対して市側は、どのような説明、不安を払拭するような取り組みをしていますか。

市民協働部長) 近隣の自治会の代表さんからは、市の試行的取り組みが近隣住民に深く伝わっていないので、合意形成を得てくれという話があります。そうした上で、今回の試行的取り組みはやっていく、検討会の中でルールを決めたという考えです。去年はそれに対する苦情が基本的に無かったと記憶していますので、そういった意味からすると、過去の殺人事件への思いもあるとは思いますが10年たって変わってきた状況を踏まえた上で試行的な取組

みをするというふうに考えております。

記者) 地元から、市側の取り組みについて理解が図れるよう浸透を図ってくれと要望がつけられていると思いますが、そこあたりは今年の試行の中で反映されているのでしょうか。

市民協働部長) 地元、新宿自治会にはご説明に行っており、今後も行くと予定です。

記者) 検討会の中で、海の家に関して、タトゥーや刺青のある客に対する一定の指導をする独自のルールを盛り込んでほしいという声もあったと思いますが、最終的には盛り込まれたのでしょうか。

市民協働部長) 海の家の子刺青に関して、これまでもそうですが、警備員が注意するのではなく、海を家の事業者が注意していくと決められていました。今回も継続します。ただ、今回はルールの中に明記しました。

記者) 昨年からの変更点について整理してもらえますか。何ページのどこの部分でしょうか。

市民協働部長) 海水浴場のルールの8ページになります。風紀上の対策の⑦タトゥー刺青のある客が注意を聞かない場合は、マナーアップ警備員に通報する。これは新たに盛り込んだものです。

記者) これまでとの変化ですが、これまでは店の店員が客に注意するようにはなっていたのでしょうか。基本的にマナーアップ警備員や市職員にお願いして注意してもらった形だったと聞いているのですが。

市民協働部長) 最初にこの条例が出てきた時に整理をしました。砂浜で露出している場合、畏怖をするかどうかがあり、砂浜とお店の中は違うだろうと、砂浜は公共の部分であり、お店の中は営業している部分なので、市中でいえば道路と道路以外の部分があるのと同じだろうと整理しました。砂浜の部分については、マナーアップ警備員が注意します。畏怖しているかどうかの判断は営業中であれば海の家で判断し、海の家の中で苦情等あればそれは海を家の従業員等が注意すべきだという整理を、これが始まった時にしています。ただ今回は、委員の方からももう少し厳しくやってほしいという意見があったので、今回ルールの中にこれを入れたという事になります。

記者) ルールとして明記したという理解でよろしいでしょうか。

市民協働部長）はい。明記をしています。

記者）海の家事業者から、例えば大学生のアルバイトに、刺青を見せないようにと注意できるか、そんな危険なことを店員にさせられないという声もあったかと思うのですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

市民協働部長）もしアルバイトの方が難しいという話ならば、店長なり責任のある方が出てきてお話をします。ですので、最初にこの話をした時に、店に入る時、最初に、刺青の露出はご遠慮いただきたいと申し伝えておく必要があるのではないかという意見も出たと認識をしています。

記者）そこを踏まえて、刺青タトゥーのことにに関して市長はどのようにお考えでしょうか。

市長）できるだけ畏怖を感じさせないという形でしか指導できない。逆に外国人の場合はそれが文化として、成立している所もありますので、そこをどうやって日本の社会の中で融合していくか、入れ墨があることが全てダメってことはなかなか難しいとするならば、そこは恐怖を与えないようなやり方をお互いにスマートにやっていくしか方法がないのかと。ただ、我々行政側で取れる方法は可能な限り取り組んでいくわけですし、これは行政側プラス海の事業者も連携してそこを進めていくべきだと考えております。

記者）刺青タトゥーに関する海水浴場のルールがあるのは、珍しくないのでしょうか。そのあたりを詳しくお聞かせください。

市民協働部長）刺青タトゥーについては神奈川県ガイドラインの中に確か明記されていて露出を禁止するとあったと思います。ただ、この部分はガイドラインであるので、それを基に各市町村が海水浴場のルール等の中で決めていくというのが、この入れ墨タトゥーの考え方と思っています。

記者）海の家はその注意喚起の義務を課すっていうのはどうでしょうか、それも他の海水浴場でもあることでしょうか。

市民協働部長）それはちょっと確認していませんので、分かりません。

記者）海の家が、これを守らず注意しない、放置した場合に罰則はあるのでしょうか。

市民協働部長）基本的に客が聞き入れない場合、マナーアップ係員に通報するという形にな

っています。これは店側では基本的に畏怖すると判断をして注意したけれどもやっていただけない場合にはマナーアップ警備員、市の係員にそれを通報するという形になっていきますので、基本的に通報していただければ、このルール違反にはなりませんし、そういう形になっております。

記者）それもしないでそのまま店内で見て見ぬ振りだったらペナルティってあるのでしょうか。

市民協働部長）畏怖するかどうかはその場で判断しますから、店側で判断していく。もし仮に、そこでそういう通報をしない、お客さんからそういう苦情が出ているにも関わらず放置しているという形になった場合には、ルールの中の 12 ページに海の家チェックリストというのがあってですね、違反に対する処分というのがございます。この中に刺青の露出というのがございまして、海の家チェックリストで減点方式でやっています。何点減点したら例えば営業停止など決めており、その中に盛り込んでいます。

記者）地域医療について、かかりつけ医を充実させるとともに総合病院との連携を深めていくと言っていましたが、逗子市内には総合病院は無いと思うのですが、これはどういう意味でしょうか。

市長）近隣の広域での総合病院の考えですので、例えば湘南鎌倉病院も 1 つですし、横須賀共済病院、南共済病院、今、うわまち病院も移転しましたけれども、そういった病院も含めてですね、それから横浜方面、横浜市立大学病院、市立病院、こういったものも全て連携の中として組み立てをしていくという考えです。

記者）今、用意している沼間にある広大な土地ですが、総合的病院を誘致しない場合どのように活用していくのでしょうか。5 月 26 日にプレスリリースをしてから住民の方から何かやめないで欲しいのような反応があったかどうか、どのくらい参加希望が来ているのか、住民の反応を教えてくださいませんか。

市長）跡地については、このまま、条例も残していきます。あの周辺は一種住居専用住宅専用の土地になりますので、この条例を変えて、病院が誘致できるようになっています。これをすぐ廃止するわけではなくて、もし将来あの土地を活用して病院を設置したいという方が出てきた場合には、その土地をそのまま活用できるような作りもしながら、当面はまずこの段階で条例廃止、また土地に関しても元に戻すという事ではなく進めるというつもりでいます。

福祉部長）病院の誘致条例については、今、廃止の方向で、市民参加の手続きとして、説明

会を予定しています。土地に関しては、都市計画上の地区計画であるので、こちらについては現行のまま、病院としてその土地を使うことを希望される事業者が出てきた場合は提供することも視野に入れています。こちらから市側から積極的に来てくださいという事は止めますけれども、もしもその土地を何か病院が使いたいとなった場合は使えるようには維持していくというのが現段階の考え方です。病院を誘致する条例は今のこの市の方針とは違っているので、そちらを廃止する考えです。

記者) そうすると仮に総合的な病院ではない病院がそこを使いたい場合に、条例にある土地を提供するというのは当てはまらないということでしょうか。

福祉部長) 病院誘致条例の中の土地の提供とは考え方は全く一緒ではないだろうというふうには思っています。

市民の反応ですが、特段、先月の第1回定例会での発表からも特別大きな反応というのは今のところありません。この説明会に関しては、電話での問い合わせ、それからメール等での申し込みというのは、ぼつぼつ来てはいますけれども、今用意しているキャパシティ、2回の開催を予定していますけど、それが埋まってしまうとか、そういう段階には今のところは至ってございません。

記者) 確認ですが、廃止するのは、誘致条例であり、それは9月議会でいいのでしょうか。

福祉部長) はい、まだ内部での意思決定はしていませんけれども、今そこに向けて、新たに作る方針の説明会をし、そこで市民の意見をいただいた上で、そのままいくとなればパブリックコメントを7月にし、その後には最終的にこの新たな方針を確定します。その確定したところで、条例案を廃止するというのを、このままの内容で行けば、そこで決断をして9月の議会にというのが最短なスケジュールで考えています。

記者) その土地の用途というのは、この条例ではなく都市計画の話でよろしいでしょうか。

環境都市部長) 都市計画でも決定をしておりますして、地区計画については都市計画で決定した上で、建築基準法上の基準として運用できるようにするために、地区計画に関する条例を作らないといけないというものがあるので、逗子市の場合は、逗子市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例というのがありまして、現状ですとアーデンヒルの地区計画と、この当該土地に関する地区計画、この2つについて、建築基準法上の規制が効くような形で条例を定めているというところです。そちらについては、当面、改正ということは考えてないということを、先ほどの福祉部長が説明したというところでございます。

記者) 現状の課題や逗子市が目指す地域医療の姿を目指すための新たな方針を作成すると

ということですが、いつまでに作るというスケジュールになるのでしょうか。

福祉部長) 先ほどお伝えしたとおり、9月の議会直前、6月に市民説明会で案をお示しし、ご意見をいただいて、その意見を反映したものを7月のパブリックコメントで再度意見を募集し、終わった後、8月中には決定をするというのが現在の予定です。

記者) この方針を作った上で、誘致条例を廃止するという流れでよろしいでしょうか。

福祉部長) はい、その通りです。

記者) 久木小学校の関係で調査結果が出るのは何月頃でしょうか。10月には判断するには、9月ぐらいには一定の結論は出ているのでしょうか。

環境都市部担当部長) はい、調査自体の工期は8年3月末なのですが、予算要求が絡みますので、10月ぐらいまでには久木小学校の改修工事で使用される車両が通行できるかどうかという判断を出していきたいと考えています。

記者) 今回その予算要求されているのが、市道久木20号耐荷力照査業務委託であり、この契約期間が3月までということなのでしょうか。

環境都市部担当部長) 3月までです。

記者) 10月までに結論を出して、次の新年度の予算要求に向けて、例えば、可能だったらそのまま着工する、不可能だったら何かしらの別の案とかの予算要求が出てくるという感じでしょうか。

環境都市部担当部長) 結果によりまして、もし車両が通行できないというような調査結果が出た場合は、逆にその暗渠の部分で、どうすればどういう工事をすれば通行できるかというような提案なり概算費用の算出が必要になりますし、また、その金額によっては、今後どうするかというような判断を、これは教育委員会の方になると思うのですが、判断をしていくというような結果になると思います。

記者) 体験学習施設について、先ほどのお話しで保護者同士のつながりを目指す、手探りでやっていきたいということですが、スマイルの事業に関わる話でしょうか、別の話でしょうか。

市長) スマイルの中で、その課題にも挑戦していこうと考えているところです。そもそも学

校で、学校の先生がその不登校の保護者に対して対策を打つというのは、学校の先生のキャパをはるかに超えていくだろうと考えます。そこで、フリースクールで保護者に対する様々な企画ができるか、これもなかなか難しいと考えますので、体験学習施設スマイルの方が様々な場所を提供するのとは他に、その保護者の方の悩み、これにはどのような方法がいいのか、これは本当にそういう意味では手探りな訳ですけれども、何か挑戦していくべきだこう考えているところです。

記者) そうしますと、その悩みを聞くのはスマイルの職員の方ということなののでしょうか。また、このワークショップはどのような方が対象者なののでしょうか。いつから始めて、料金ですとか詳細も、団体は何団体ぐらい想定し、団体などとはどういった人たちを想定しているのかも教えてください

教育部担当部長) 保護者のつながり、相談につきましては、まだ具体的にどの場所を使って誰が相談するかというところまで至っていません。まず今年度の予算がありますので、スマイルでの居場所づくりを行っていきます。その居場所に、お子さんが来られるのか、保護者の方も来られるのか、不登校の方を対象にした集まる場所について少し探りができた時に、そこで人のつながりのできていくのではないかとこのところを期待しています。今年度は市長が申し上げましたとおり、保護者向けの講演会を行い、スマイルでも保護者の方の居場所、子どもの居場所があることをまずはお知らせしていきたい、そこから始まっていく、手探りでまずやっていくという今はその段階です。

記者) 対象やいつからはどうなののでしょうか。

教育部担当部長) ワークショップにつきましては、中学生まで、特に不登校と限定しているというわけではなく、特に午前中は学校に行っている子はいらっしゃらないので、不登校の子がいらっしゃるという想定です。

それに保護者の方が一緒に来ていただくというも構わないという事で、あと料金につきましては無料です。そして、講演会やその居場所についても、基本的には児童生徒については中学生程度まで、高校生までも含めてという事で考えておりますけれども、保護者に関しても利用料金はかかりません。

記者) スマイルの事業でワークショップを行うということですね、団体については借りたい人が登録するものなののでしょうか。

教育部担当部長) フリースクール等の登録制度の導入について、フリースクールは団体で登録になります。登録して使用していただくので、資格は問いませんし、料金も発生しません。

登録制度は既に4月から始めています。

記者) 今日の発表は、4月からやっていることを更に呼びかける意味合いでしょうか。

教育部担当部長) 不登校の対策を、新年度から本格的に学校以外の場所でも順次始めています、というお知らせになります。

記者) 逗子市と葉山町の生ごみ処理施設の関係ですが、新年度に入って、今現在どのような状況になっているか教えてください。

市長) 建物・施設は、ほぼ完成に近づいていると聞いています。最終的な電源が通電するかどうかは確認していませんが、建物の方の進捗は進んでいると聞いています。今後は、葉山町と共和化工の裁判など色々な情報が錯綜しているのでそこを整理しながら、これまで説明したとおりの準備を進めていくという考えであります。

記者) 葉山町からは、共和化工との交渉や裁判についてどういう状況か、連絡を受けているのでしょうか。

市長) その状況について、我々は詳しく分かりません。

環境都市部長) 3月前年度まで、4月に入ってから事務方同士で情報はいただいています。しかし、葉山町さんと請負業者との交渉は進展していないような情報を聞いているところです。

記者) このまま協議がまとまらなかった場合、逗子としてはどういう影響を被るのでしょうか。生ごみ処理がいつになっても始められないということになるのでしょうか。

市長) この課題は、資本費と処理費をしっかりと確定することでスタートのゴーサインが出せると認識しています。争議や紛争があつて建設費、最終的な費用等が確定しないと動けないと思います。一日も早く事業者と行政側が最終合意をすると、それによって建設費の資本費は人口で割るとなっていて、処理費は持ち込んだ重量で処理しますが、この数字が確定しないと、我々も先へ動けないと感じています。

合意後、市民に周知し開始するまでにはおよそ4か月かかると葉山町にも伝えています。一日も早く資本費、処理費の金額が確定することが条件と思っています。

記者) 今のところ、葉山町と共和化工側の交渉の出口は見えない状況と思われます。もうそ

ろそろまとまりそうという感じではないと思いますが。

環境都市部長）（まとまりそうという）そういう感じはありません。詳細な状況は我々では計り知れないので、何ともわからない状況です。

記者）現状がそうであると、だいぶ長期化するとは思いますが、逗子市としてもここまで長期化するなら、他のことを考えなきゃいけないなというところも出てくるかもしれませんが、そのあたりの認識はどうでしょうか。

市長）今の段階で、その他の方策を判断するという状況ではないと思いますので、まずは葉山町側の報告を待つというのが今の状況です。

4. 閉会

【企画課担当課長（広聴広報課長）】

それでは、以上で本日の記者会見を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。